

山口県下水道協会規則

第1条 中国四国地方下水道協会（以下「地方協会」という。）規則第4条の規定に基づき山口県に山口県下水道協会（以下「協会」という。）を置く。

第2条 協会は、県内における下水道事業を推進するため、日本下水道協会と連携し、県内の正会員相互の広域的な連携を図るため、次の事業を行う。

- (1) 県内の課題を解決するための調査研究
- (2) 県内の下水道に関する普及啓発活動
- (3) 日本下水道協会及び地方協会と連携した各種の活動
- (4) 県内市町等との協定に基づく排水設備工事責任技術者試験の実施

第3条 協会の事務局を会長所在の市町内におく。

- 2 前項の事務局は本規則第6条の規定による会長職務執行者が選任された場合においても、後任の会長が選任されるまでこれを変更しない。

第4条 協会に下記の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監事 2名

- 2 会長、幹事並びに会計監事は、協会総会において選任する。

- 3 役員任期は2年とする。ただし、その終期は選任された年の翌々年の協会の総会終結日とする。

第5条 会長は、協会に属する会務を掌理し、協会を代表する。

- 2 幹事会は重要会務を審議し、会長に事故あるとき（欠けたときを除く。）は、幹事会において、予め定めた順序によりその職務を代理する。

- 3 会計監事は会務を監査する。

第6条 会長が欠けたときは、速やかに幹事会において会長職務執行者を選任するものとし、会長職務執行者は、後任の会長が選任されるまでの間、会長の職務を行うものとする。

- 2 前項の場合において、幹事会の招集はあらかじめ会長が指定した幹事（以下「代表幹事」という。）が行うものとし、代表幹事は、会長職務執行者を選任したときは直ちにその氏名を地方協会会長に報告するものとする。

第7条 総会は毎年1回これを開催し、協会規則の制定、改廃、予算の議決、決算の承認、その他の事項を審議し、または議決する。

- 2 臨時総会は幹事会において必要と認められたときは、随時これを開催することができる。

- 3 総会は正会員をもって構成する。

第8条 山口県下水道協会排水設備工事責任技術者認定業務特別会計を置く。

第9条 総会及び幹事会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、開催地会員代表とし、幹事会の議長は会長とする。

3 会長は、総会および幹事会に提出しようとする事項をなるべく会期5日前に正会員に通知するものとする。

第10条 会議の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、協会規則を変更する場合は、正会員の2分の1以上出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

第11条 総会において、地方協会に提出する事項が決定したるときは、会長は各事項ごとに提案の理由を付して地方協会会長に提出するものとする。

第12条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第13条 この規則その他について必要な事項は総会に諮って別に定める。

附 則

1 この規則は支部総会の議決のあった日から施行する。

2 山口県都市計画促進協議会の下水道関係の会員は、この規則施行と同時に当支部会員とする。

附 則（昭和51年5月7日一部改正）

この規則は、昭和51年5月7日から施行する。

附 則（平成4年4月20日一部改正）

この規則は、平成4年4月20日から施行する。

附 則（平成5年4月19日一部改正）

この規則は、平成5年4月19日から施行する。

附 則（平成6年4月14日一部改正）

この規則は、平成6年4月14日から施行する。

附 則（平成23年4月14日一部改正）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに日本下水道協会山口県支部規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行日における本規則第4条に規定する役員は、この規則の施行日の前日において日本下水道協会山口県支部規則の規定により役員であった者とし、その任期は本規則第4条第3項の規定に関わらず、平成24年度に開催される日本下水道協会総会の日までとする。

附 則（平成30年4月11日一部改正）

この規則は、平成30年度日本下水道協会定時総会の翌日から施行する。